

深川市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定要領

1 目的

この要領は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定に必要な事項を定め、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする。

2 指定要件

指定の基準は、次の要件を全て満たす施設とする。

- (1) 市内に所在する施設であること。
- (2) 北海道に熱中症特別警戒情報が発表された際において、開放可能日時の範囲内で当該施設を市民その他の者に無料で開放することができること。
- (3) (2)に限らず、3に定める運用期間中において、開放可能日時の範囲内で当該施設を市民その他の者に無料で開放することができること。
- (4) 市民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保できること。
必要かつ適切な空間とは、当該施設が受け入れることが可能であると見込まれる人数（以下「受入可能人数」という。）が同時に滞在できる居室、スペース等を指し、当該空間に定期的にメンテナンスされ、施設規模等に応じた適当な冷房設備や滞在中に受入可能人数が休息できる椅子等が備わっていること。
- (5) 施設の出入口等、施設を利用しようとする者の見やすい場所に、深川市クーリングシェルター指定施設である旨を記載したポスター等を掲示できること。
- (6) 市による当該施設をクーリングシェルターとして指定した旨等の公表について了承できること。
- (7) 市は、指定に当たり、施設所有者との間において、協定を締結するものとする。なお、包括連携協定等により、既に防災又は市民・地域の安心安全等に関する内容で協定を締結している場合には、当該協定に基づき指定したものとする。

3 運用期間

指定に基づき施設を開放する期間は、毎年6月1日から9月30日までとする。

4 応募方法

指定に際しての応募方法は、次のとおりとする。

(1) 応募期間

随時受付とする。

(2) 応募方法

深川市クーリングシェルター指定申込書（様式1）に必要事項を記載し、市に提出する。

5 市からの支援

市は、指定施設に次の支援を行う。

- (1) 深川市クーリングシェルター指定施設である旨を記載したポスター等のデータ配布
- (2) 熱中症予防に関する啓発資料の配布
- (3) 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報に関する情報提供

6 経費の負担

クーリングシェルターとしての運用に伴い必要となる冷房設備の電気代その他一切の経費は、施設所有者の負担とする。

7 指定の期間と更新

- (1) 指定期間は、指定日から当該年度の3月31日までとする。
- (2) 指定期間満了日の1か月前までに、市又は指定施設所有者のいずれからも、相手方に対し、書面による指定の更新を中止する旨の申入れが行われなかった場合、指定は、従前と同一の条件で、更に1年間更新されるものとする。

8 指定の解除

市は、次のいずれかの場合、指定を解除することができる。

- (1) 指定施設が指定日後に指定基準の要件を満たさなくなった場合
- (2) 施設所有者から市に指定の解除の申出があった場合
- (3) 市が指定施設をクーリングシェルターとしてふさわしくないと判断した場合

この要領は、令和8年6月8日から施行する。